

議第144号

山形県教育委員会委員の任命について

次の者を山形県教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、同意する。

山 川 孝
小 関 博 資

提 案 理 由

山形県教育委員会委員山川孝は、令和2年10月3日に任期が満了するが、引き続き同人を山形県教育委員会委員に任命するため、同委員森岡雄一は、同日に任期が満了するのでその後任者を任命するため提案するものである。